

(総合事業通所型サービス) 通所介護重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話：０２２０－４４－４６８８

担 当：本吉 真弥 ＊ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 デイサービスえにしの概要

(1) 提供できるサービスの種類（令和6年 2月 1日現在）

施 設 名 称施 設 名 称	デイサービスえにし
所 在 地	宮城県登米市南方町大袋浦411
介護保険指定番号	0471201889
サービスを提供する対象地域	登米市・栗原市（その他地域は要相談にて対応）

(2) 職員体制（令和7年 4月 1日現在）

	資 格	常 勤	非常勤	業務内容	計
管 理 者	介護福祉士等	1名（1）	名（ ）		1名（1）
生活相談員	介護福祉士等	3名（3）	名（ ）		3名（3）
機能訓練指導員	看護師 作業療法士	名（ ）	3名（3）		3名（3）
介護 看護 職員	看護師	名（ ）	2名（2）		2名（2）
	介護福祉士	9名（9）	2名（2）		11名 （11）
	ヘルパー2級・初任者研修・ 実務者研修	1名（1）	1名（1）		2名（2）
	その他	名（ ）	名（ ）		名（ ）

（ ）は兼務

(3) 設備概要（令和6年 2月 1日現在）

定 員	20名	相談室	1室(8.28㎡)共有
食堂兼機能訓練室	78.72㎡	事務室	1室(9.1㎡)
浴 室 (脱衣室含む)	19.87㎡	静養室① 静養室②	①(9.32㎡) ②(9.94㎡)
トイレ	車いす対応2カ所、他1ヶ所	キッチン	1室(10.35㎡)

(4) サービス提供時間

月 ～ 日	午前 9時20分～午後 4時30分
定休日	年中無休

3 サービス内容

「居宅サービス計画」に沿って、「通所介護計画」を作成し、次のようなサービスを提供します。

- ① 送迎：送迎を必要とする利用者に対し、送迎サービス、移動、移乗介助等を行います。また、原則として利用者の自宅と事業所間の送迎を行うが、運営上支障がなく、利用者の居住実態がある場所（親戚の家等）に限り、当該場所への送迎を可とする。送迎エリア外利用者、送迎場所に関してはご相談ください。
- ② 食事：委託事業所で作成する献立を厨房で調理し、口腔機能に合せた食事形態で提供します。治療食等の特別食に関してはご相談ください。
- ③ 入浴：利用者の身体の状況に応じた入浴を提供します。また、入浴介助を行ううえで、携わる職員に対し、必要な研修を適宜行うことにする。
- ④ 機能訓練：通所介護計画及び個別機能訓練計画書に沿って、機能訓練室等において体力、機能低下を防ぐためおよび日常生活に必要な基本動作訓練を行います。
- ⑤ 趣味活動：利用者の希望に添って諸活動を行います。
- ⑥ 生活相談：利用者およびその家族の日常生活における介護、環境整備、手続関係等に関する相談、助言を行います。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

居宅サービス計画の作成等を依頼している担当の介護支援専門員にご相談のうえ、お電話等でお申し込み下さい。職員がお伺いいたします。その後、契約を結び、サービスの提供を開始します。

＊ サービス提供後に通所介護計画書を作成し、同意を頂きます。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスを終了する日の1週間前までに口頭もしくは文章でお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

③ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、またはやむを得ない事情により、当事業所を閉鎖または縮小する場合、利用者は文書で解約を通知することによって即

座にサービスを終了することができます。

- ・利用者が、サービス料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により、2ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状況であることが明らかになった場合、または利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

5 料 金 1割負担の場合

介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
一割負担	(月)1798	(月)3621	658	777	900	1,023	1,148
入浴加算 (Ⅰ)			40	40	40	40	40
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	149	306	65	76	87	98	109
提供体制加算 (Ⅰ)	88	176	22	22	22	22	22
機能訓練加算Ⅰイ			56	56	56	56	56
機能訓練加算Ⅰロ			(76)	(76)	(76)	(76)	(76)
食事代	500	500	500	500	500	500	500
1日計			1,341 (1,361)	1,471 (1,491)	1,605 (1,625)	1,739 (1,759)	1,875 (1,895)

2割負担の場合

介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
二割負担	(月)3,596	(月)7,242	1,316	1,554	1,800	2,046	2,296

※ 要支援1・2の一割負担は月単

※ 要支援のご利用回数、要支援1は月4回、要支援2は月8回程度となります。

※ 自己負担額は、保険者より交付された負担割合証に明記されている。利用者負担の割合を基に計算されます。

※ 上記「1日計」の()の金額については個別機能訓練加算Ⅰロを算定した場合の金額となります。

※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) サービス利用料に各種加算(入浴加算(Ⅰ)、提供体制加算(Ⅰ))を加えたものの月合計の9.0%

※ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が70%以上

※ 個別機能訓練加算Ⅰイ 機能訓練指導員(作業療法士・看護師)のもと機能訓練を行い、1日につき56単位を加算する。ただし、機能訓練指導員(作業療法士・看護師)が2名配置で機能訓練を行う際は1日につき76単位を加算する。

※ 食事代は介護保険外の料金となり、昼食代(おやつ代込み)として500円となります。(上記料金表のとおり)

※ 介護保険外でのご利用の際は1日1,000円となります。(入浴代込み)

※ 気象条件の悪化等により、送迎に平常時よりも時間を要した場合等、やむを得ずサービス提供時間が短縮される場合には計画上の単位数を算定する。

6 当事業所のデイサービスの特徴等

(1) 運営の方針

事業の実施にあつては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、利用者のもっている能力に応じた、自立した生活ができるように援助いたします。施設の持つ様々な機能を生かして、施設全体で利用者の生活を援助します。

(2) サービス利用のために

事 項	有無等	備 考
男性介護職員の有無	有	
時間延長の可否	否	
職員への研修の実施	有	年間計画に沿って研修を実施

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ・送迎時間の連絡：あらかじめ利用者の方と相談し連絡致します。行事等を実施するときは、通常の送迎時間と異なる場合がありますのでご注意ください。
- ・体調確認：送迎車を利用される時間や、施設に到着したときに利用者の方の状態を把握し、体調を確認します。
- ・体調不良等によるサービスの変更：利用者の都合でサービスを中止する場合、キャンセル料がかかる場合があります。

①ご利用日の前営業日午後5時30分までにご連絡いただいた場合： 無料

②①以外の場合： 料金の50%

- ・食事のキャンセル：食事のみのキャンセルはあらかじめご相談ください。
- ・時間変更：ケアプランに基づいた時間でのご利用になりますが、変更を希望される方は、ご相談ください。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等があった場合、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者（地域包括支援センター）等へ連絡いたします。

主 治 医	主治医氏名	(病院名)	(主治医)
	電話番号		
ご 家 族	氏 名	①	②
	電話番号	(自宅)	(自宅)
		(携帯電話)	(携帯電話)

8 非常災害対策

- ・防災の対応：消防計画及び自然災害発生時における業務継続計画（BCP）に基づき、速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ・防災設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常通報設備等必要な設備を設けています。
- ・防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、職員および利用者が参加する消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。

9 感染症対策

- ・施設内の衛生管理や日常のケアにおける感染症対策として委員会を設置し、委員会及び感染症に関する研修、訓練を実施する。
- ・施設内において感染症が発生した際において新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画（BCP）及び各種感染症マニュアルを基に業務が継続して行えるようにする。

10 虐待防止対策

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。
 - （1）虐待を防止するための職員に対する研修を年2回実施します。合わせて身体拘束防止においても同様に研修を年2回実施する。
 - （2）入所者及びその家族からの苦情対応体制の整備をする。
 - （3）その他虐待防止のために必要な措置を講ずる。
 - ・虐待防止に関する責任者の選定及び措置を講ずる。
 - ・必要性に応じて成年後見制度の利用支援を行う。
 - ・介護相談員の受け入れを行う。
 - ・その他必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、サービス提供中に当該施設職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを保険者（市町村）に通報するものとする。

虐待防止責任者 管理者 本吉 真弥

11 サービス内容に関する苦情

通所介護に関する相談、要望、苦情等は相談窓口担当か下記窓口までお申し込みください。

デイサービスえにし 担当：本吉 真弥

電話：0220-44-4688 FAX：0220-44-4689

受付時間 午前8時30分～午後5時30分

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

宮城県東部保健福祉事務所（石巻保健所）

地域保健福祉部 高齢者支援班 電話：0225-95-1419

登米市福祉事務所 長寿介護課 電話：0220-58-5551

栗原市介護福祉課 市民生活部 電話：0228-22-1350

宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談室 電話：022-222-7700

1 2 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況	未実施
------------	-----

1 3 事業所の概要

事業所名称 デイサービスえにし
管 理 者 本吉 真弥
所 在 地 宮城県登米市南方町大袋浦411
電 話 番 号 0 2 2 0 - 4 4 - 4 6 8 8
施 設 等 (種別) 介護保険指定番号 0 4 7 1 2 0 1 8 8 9
(介護予防) 通所介護事業 (指定日: 令和 6 年 2 月 1 日)

1 4 法人の概要

法 人 名 称 合同会社 fika
代 表 者 代表社員 磯谷 大介
法 人 所 在 地 宮城県栗原市若柳字川北南砂押55-8
電 話 番 号 0 2 2 8 - 2 4 - 9 5 5 7
法 人 設 立 令和2年12月1日

令和 年 月 日

(介護予防) 通所介護の提供開始に当たり、ご利用者様に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 宮城県登米市南方町大袋浦411
名 称 デイサービスえにし

説明者

氏 名 ㊟

私は、本書面に基づいて事業所から通所介護について重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所
氏 名 ㊟

代理人

住 所
氏 名 ㊟
続 柄
(利用者との関係)

